

相談事例

寄せられた相談のうち、1か月の残業が100時間を超えている、年次有給休暇がほとんど取得できない等、特に深刻と思われる事例を掲載します。

長時間労働・過重労働

○労務管理の責任者（製造業）。36協定において、1か月の残業時間の上限を42時間（特別条項80時間、年6回まで）としているが、年間通して1か月100時間を超える者や、1か月160時間を超える者がいる。毎月開催されている安全衛生委員会において、社長に対し、衛生管理者や産業医から残業時間の状況を報告し、長時間労働の削減に向けた対策を講じるよう求めても、当事者意識がなく、一向に対策が講じられない。【50代、労働者】

○病院用給食の製造と配達（製造業）。今年の7月頃に救急病院と新規の契約を行って以降、正社員、パート、アルバイト等の立場に関係なく1か月200時間程度の残業をしている。体調を崩さないか心配である。【30代、労働者の知人】

○トラック運転手（運輸交通業）。1か月100時間以上の残業をしている。労働時間は運転日報で管理しているが、当該日報には、過少申告の記載をすることが当たり前となっており、実際の労働時間が適正に把握されていない。【50代、労働者】

○証券会社の営業（金融・広告業）。ほとんど毎日4時間以上残業しており、その上、本社や支店長からの命令で、営業実績を上げるべく本来休日である土曜日にも毎週出勤しているため、残業時間は1か月100時間を超えている。【50代、労働者】

○コールセンターのオペレーター（その他の事業）。業務拡大に伴う人員不足により、1か月140時間程度の残業をしている。会社は、1か月100時間を超える残業を行った者に対して、医師による面接指導制度を実施することとしているが、自ら申し出たにも関わらず、医師による面接指導を実施してもらえなかった。【30代、労働者】

賃金不払残業

○食料品の製造（製造業）。毎日午前6時から翌日午前2時くらいまで働いており、1か月200時間を超える残業をしているが、労働時間が管理されておらず、残業手当は一切支払われない。また、定期健康診断も実施されていない。事業場内では、長時間労働によりうつ病を発病し、自死した労働者もいるようだ。【50代、労働者】

○葬儀社の営業（商業）。日中は告別式を担当し、夜間は病院からの遺体の搬送などを繰り返しているため、ほとんど休憩時間が取れず、1か月300時間を超える残業をしている。また、労働時間はタイムカードにより管理しているが、始業時間のみタイムカードを打刻し、終業時間はタイムカードに泊の判子を押すだけで、適正に把握されておらず、1日当たり4000円の宿直手当が支払われるのみで、残業手当は一切支払われない。【50代、労働者】

○証券会社の営業マネージャー（金融・広告業）。1か月100時間を超える残業をしている。残業時間は自己申告制であるが、マネージャーというのは名前だけで、責任や権限が何もないにも関わらず、実際の残業時間数を申告しても、毎月役職手当として3万円支払われるだけで、残業手当が一切支払われない。【50代、労働者】

○システムエンジニア（教育・研究業）。所定労働時間は午前10時から午後7時であるが、入社当初より毎日午後11時くらいまで働いており、1か月80時間を超える残業をしている。労働時間は管理されておらず、残業手当は一切支払われない。入社して間もないが、辞めようと思っている。【30代、労働者】

○グループホームのヘルパー（保健衛生業）。所定労働時間は午後4時から午前9時までで、そのうち、午後9時から午前6時までは仮眠時間とされている。しかし、実際は、夜勤の職員が1名しかおらず、仮眠時間とされている時間もほとんど働いている。そのため、1か月100時間を超える残業をしているが、仮眠時間に働いた分の残業手当は一切支払われない。【60代、労働者】

○レストランの料理長（接客娯楽業）。1日20時間働くこともあり、1か月200時間を超える残業をしている。また、休日は1日もない。労働時間はタイムカードにより管理しているが、残業時間の途中でタイムカードを強制打刻させられるため、月100時間程度分しか残業手当が支払われない。【40代、労働者】

休日・休暇

○パン工場の製造責任者（製造業）。年間通して1か月150時間を超える残業をしている。休日は、大晦日と元旦の2日しかなく、年次有給休暇も取得できない。残業手当として毎月8万円支払われるが、100時間分以上の残業手当が不足している。【50代、労働者】

○工場の製造ライン（製造業）。10年間継続勤務している。上司から、準社員に年次有給休暇はないと言われ、取得を認めてもらえない。【30代、労働者】

○現場監督（建設業）。所定労働時間は午前8時から午後5時までであるが、実際は午前3時から午後10時まで働いており、1か月200時間を超える残業をしている。また、数か月間休日がなく、前に休んだのは4ヶ月前である。【50代、労働者】

○電気工事士（建設業）。年次有給休暇の取得を申し出ると、毎回その理由を尋ねられ、理由を告げても取得を認めてもらえない。【30代、労働者の家族】

○警備員（その他事業）。年次有給休暇を請求すると、休ませてはもらえるものの、他の休日に出勤させられ、休日の振替として処理されるだけで、年次有給休暇を取得していないものとされている。【60代、労働者】